配当金の受取方法に関するＱ＆Ａ

振替株式等の配当金の受取方法に関連して、投資者の皆様からお問合せの多い内容について、Ｑ&Ａの形式でご紹介いたします。

Ｑ１：配当金の受取方法の申込みに際して、複数の証券会社等で取引がある場合には、すべての証券会社等に申込みが必要ですか？

Ａ１．お取引のある証券会社等が複数ある場合でも、１社に対して申込みをされればご利用が可能です。ただし、単純取次ぎ方式に関する手続は、お申込みの銘柄の残高のある証券会社等に対して行ってください。

Ｑ２：保有するすべての銘柄の配当金を、１つの金融機関預金口座で受け取ることはできますか？

Ａ２．お取引のある証券会社等に対して、登録配当金受領口座方式をお申込みいただくことで、保有するすべての銘柄の配当金を、１つの金融機関預金口座で受け取ることができます。

Ｑ３：銘柄ごとに配当金の振込先の金融機関預金口座を分けることはできますか？

Ａ３．銘柄ごとに、当該銘柄の残高のある証券会社等に対して、単純取次ぎ方式をお申込みいただくことで、銘柄ごとに配当金の振込先の金融機関預金口座を分けることができます。

Ｑ４：同一銘柄で異なる配当金の受取方法を指定することはできますか？

Ａ４．同一銘柄で異なる配当金の受取方法を指定することはできません。

Q５：配当金の振込先に指定している金融機関預金口座はどのように変更することができますか？

Ａ５．登録配当金受領口座方式をご利用の場合には、お取引のある証券会社等に対して申し込むことによって、変更することができます。

単純取次ぎ方式をご利用の場合には、お申込みの銘柄の残高がある証券会社等に対して申し込むことによって変更することができます。なお、同方式については銘柄ごとに手続を行う必要があります。

Q６：希望する方法で保有している銘柄の配当金を受け取るには、いつまでに申込手続を行えばよいですか？

Ａ６．お申込みになる配当金の受取方法によって取扱いが異なります。

〇株式数比例配分方式の場合

株式数比例配分方式によって、配当金をお受け取りになりたい場合には、該当の銘柄の配当基準日までに、お申込みの内容がお取引のある証券会社等を通じて証券保管振替機構に取り次がれている必要があります。なお、申込手続に要する日数は、証券会社等によって異なるため、詳細はお申込みになる証券会社等にお問合せください。

〇株式数比例配分方式以外の場合

登録配当金受領口座方式、単純取次ぎ方式又は配当金領収証方式によって、配当金をお受け取りになりたい場合には、原則として該当の銘柄の配当基準日までに、お申込みの内容がお取引のある証券会社等を通じて証券保管振替機構に取り次がれている必要があります（注１）。このため、配当基準日以降に申込手続を行う場合には、新たにお申込みいただく方法による配当金の受取りが、次回の配当基準日の配当金からとなることがありますのでご留意ください。

なお、今まで配当金の受取方法を選択していない方が、引き続き配当金領収証方式によって、配当金をお受け取りになりたい場合には、特段のお手続は不要です。

注１　株式数比例配分方式から同方式以外の方法に変更する場合には、該当の銘柄の配当基準日までに、お申込みの内容がお取引のある証券会社等を通じて証券保管振替機構に取り次がれている必要があります。なお、申込手続に要する日数は、証券会社等によって異なるため、詳細はお申込みになる証券会社等までお問合せください。

Ｑ７：証券会社等から「株式数比例配分方式を利用できない。」と連絡を受けました。どうしたらよいですか？

Ａ７. 信託銀行等の特別口座（注2）等、株式数比例配分方式を取り扱っていない金融機関等から口座の開設を受けている場合には、同方式をご利用いただくことができません。

特別口座の開設を受けていることにより同方式をご利用できない場合には、まず、信託銀行等に対して、お取引のある証券会社等の口座への特別口座の残高の振替依頼又は単元未満株式の買取請求等を行っていただくことにより、特別口座を閉鎖することが必要です。その上で、お取引のある証券会社等に対して、同方式の申込手続を行ってください。

お手続に際して、特別口座等の所在がご不明な場合には、お取引のある証券会社等を通じて、証券保管振替機構に対して加入者情報の開示請求の手続を行っていただくことにより、特別口座等の開設先（信託銀行等の名称）を確認することが可能です。手続の詳細はお取引のある証券会社等にお問合せください。ただし、銘柄及び残高について確認することはできませんのでご留意ください。

注２　特別口座とは、株券を所有していたまま株券電子化を迎えた場合等において、発行会社が株主の権利を保護するために信託銀行等に開設する口座をいいます。

Ｑ８：特別口座の開設を受けていると株式数比例配分方式を利用できないのはなぜですか？

Ａ８. 配当金の受取方式として株式数比例配分方式を利用している株主の口座を開設する証券会社等は、株主に代わって発行会社から配当金を受領します。このため、当該証券会社等は、株式数比例配分方式を選択しようとする株主から、配当金を代理受領することについて、事前に株主と契約を交わす必要があります（当該契約は約款等に規定されています。）。

しかし、特別口座は、株券を所有していたまま株券電子化を迎えた場合等において、発行会社が株主の権利を保護するために信託銀行等に開設する口座であることから、特別口座を開設する信託銀行等は、株主と株式数比例配分方式によって配当金を代理受領するのに必要な契約を交わすことはありません。このため、特別口座を開設する信託銀行等では、株式数比例配分方式を利用することはできないことになっています。

株式数比例配分方式は、保有するすべての銘柄の配当金を証券会社等を通じて受け取る仕組みであるため、口座の開設を受けている金融機関等の中に、特別口座を開設する信託銀行等の株式数比例配分方式を取り扱っていない金融機関等がある場合には、株式数比例配分方式を利用することはできません。

このような理由から、特別口座の開設を受けている株主は株式数比例配分方式を利用できないことになっています。

Q９：意図しない受取方法で配当金が支払われました。どうしたらよいですか？

Ａ９．意図しない受取方法で配当金が支払われた銘柄の株主名簿管理人である信託銀行等に対して、「意図しない配当金の受取方法で配当金が支払われた。その原因を調査するよう証券保管振替機構に依頼して欲しい。」とお伝えください。

証券保管振替機構では、信託銀行等からの依頼に基づき、当該受取方法の申込みを受け付けた証券会社等を調査し、当該証券会社等に対してその旨を連絡いたします。

その後、当該証券会社等からお客様に対して経緯等の説明を行います。

株式会社証券保管振替機構　2024 年４月１日　作成